

12. 教育訓練給付制度について

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。
対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、約16,000講座。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。

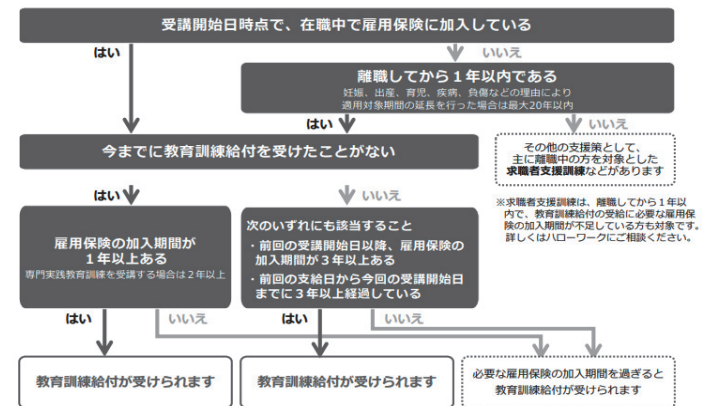
オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

教育訓練 検索 検索

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の80% 【年間上限64万円】 を受講者に支給 ※2024年9月までに受講開始した場合 最大で受講費用の70% (年間上限56万円)を支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、 歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 ・第四次産業革命スキル習得講座(経済産業大臣認定) ・ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程 ・専門職大学院の課程(MBA、法科大学院、教職大学院 など) ・職業実践力育成プログラム(文部科学大臣認定) など 専門学校の課程 ・職業実践専門課程(文部科学大臣認定) ・キャリア形成促進プログラム(文部科学大臣認定)
特定一般教育訓練 最大で受講費用の50% 【上限25万円】 を受講者に支給 ※2024年9月までに受講開始した場合 受講費用の40% (上限20万円)を支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、 大型自動車第一種・第二種免許 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学等、専門学校の課程 ・短時間の職業実践力育成プログラム(文部科学大臣認定) ・短時間のキャリア形成促進プログラム(文部科学大臣認定)
一般教育訓練 受講費用の20% 【上限10万円】 を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 ・輸送・機械運転関係(大型自動車、建設機械運転等)、 介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、税理士、 社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、 TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

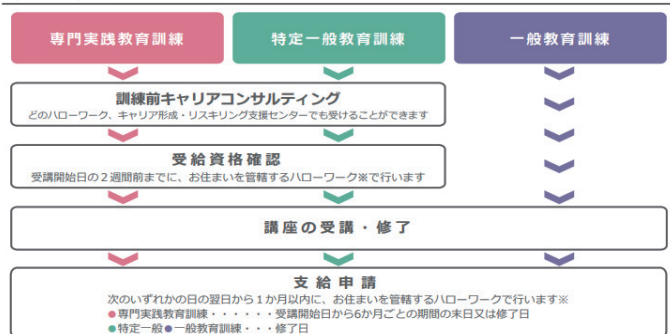
給付条件

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。
パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



教育訓練の種類 給付金の対象となる教育訓練は、そのレベル等に応じて、専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練の3種類があります。

専門実践教育訓練

特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象となります。

受講費用の50%（年間上限40万円）が訓練受講中6か月ごとに支給されます。

資格取得等をし、かつ訓練終了後1年以内に雇用保険被保険者として雇用された場合は、受講費用の20%（年間上限16万円）が追加で支給されます。

※令和6年10月以降に開講する講座の場合、上記の追加支給の要件を満たしたうえで、訓練終了後の賃金が受講開始前と比較して5%以上上昇した場合は、受講費用の10%（年間上限8万円）が追加で支給されます。

特定一般教育訓練

特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象となります。

受講費用の40%（上限20万円）が訓練修了後に支給されます。

※令和6年10月以降に開講する講座の場合、上記に加え、資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の10%（上限5万円）が追加で支給されます。

一般教育訓練

その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象となります。

受講費用の20%（上限10万円）が訓練修了後に支給されます。

支給要件の詳細や指定講座の情報は、厚生労働省ホームページやハローワークインターネットサービスでご確認ください。

